

# 【重要】施設利用の制限の延長について

この度、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、施設内の全貸室の利用制限を令和2年5月31日まで延長します。  
(使用料の還付については、施設窓口までお申し出ください。)

なお、上記期間は 17時30分で窓口を終了します。窓口が開いている時間であっても、ロビーや学習スペースの利用、図書の貸出・返却等はできません。

市民の皆様の安全を第一に考えての対応です。ご不便をおかけしますが、何卒ご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

令和2年4月30日  
尼崎市